

## 森泉 章編著『イギリス信託法原理の研究』

木南 敦

本書『イギリス信託法原理の研究——F・W・メイトランドの所説を通して——』の編者ならびに執筆者は、信託法学会の会員にもなじみのある方々である。森泉章（青山学院大学）、青嶋敏（愛知教育大学）、大野秀夫（帝京大学）、金城秀樹（札幌大学）、篠田昌志（東京都立商科短期大学）という顔ぶれは、平成2年5月26日に開催された信託法学会第15回大会における「イギリス信託法原理の歴史的研究」という題名の研究報告の報告者であった。この研究報告は、信託法研究第15号に「イギリス信託法の歴史的研究——F・W・メイトランドの所説を通して——」として収録されている（信託法研究15号69頁以下（1991年））。ここで紹介する書物は、信託法学会第15回大会の研究報告で中間報告として提示された、F・W・メイトランドの所説を通して行なわれたイギリス信託法の研究を一書にまとめて刊行したものである。なお、本書の執筆陣を中核とする青山信託研究会によるF・W・メイトランドの業績の翻訳として、森泉章監訳『信託と法人』（1988年、日本評論社）、森泉章監訳『法人論』（1989年、日本評論社）、森泉章監訳『イングランド法史概説』（1992年、学陽書房）がある。

まず、本書の概要をその構成にしたがい紹介することにした（以下、本書から引用する場合、ページ数のみを示す）。

「第一章 総論」には、F・W・メイトランド（Frederic William Maitland, 1850—1906）の人と業績、イングランドの信託の特色、ドイツ（ゲルマン）における信託法について概説が収められている。第二章以下で、総論で取り上げられたイングランドの信託の特色について、F・W・メイトランドの所説を通して詳しい説明が加えられている。以下、それぞれの章ごとにこのような説明を見ることにしたい。

「第二章 ユースの起源とその発展」では、「中世イングランドにおけるユースの起源とその発展について、メイトランドの学説を紹介[し]」、「また彼の説くところを今日の研究に即して、その意義を再検討する」作業が進められる（27ページ）。そして、「基本的に近代信託は、旧来のユースの新たな装いの下での復活であった。しかし、その発生の経路は、ユース法制定前後の史料の乏しさもあり、十分に解明されたとはいえない部分がある。しかし、十七世紀が終わるまでには、定期不動産賃借権、能動信託、そして二重のユースについて、ユース法の適用を免れ、大法官府において保護されるとの原

則が確立し、コモンローとエクイティ上の所有権の二重所有権制度は、維持されることになった。しかし、その制度の起源はすでにヘンリー八世以前に、中世のユース法理の発展のなかに見出すことが可能である。しかし近代信託は同時に新たな社会状況の変化のなかで、新たな法理の展開もみた。既婚女性に経済的自立を与えた十六世紀後半から発展した『妻のための特有リース』についての法理は、その一例であろう。しかし、後世にとってより重要なのは、『推定悪意』の法理の精緻な構築であろう。そして、この『推定悪意』の法理についてより詳細な検討は次章でなされるであろう。」とする（70-71ページ）。

「第三章 イギリス信託法の原理の特色」では、受益者保護の思想、推定悪意の理論、「信託基金」・「信託金銭」の理論、受託者の忠実義務、構成信託をめぐるイギリス信託法の特色に説明が加えられる。この章の序のなかでつぎのようにのべられる。「信託は財産権を受託者に移転し、一定の目的に従って財産を管理または処分する法システムであるが、イギリスの信託においては、受託者はコモンロー上の権利を有し、受益者はエクイティ上の権利を有すると説かれる。そして、受益者の権利は単なる受益者に対する人的請求権ではなく、受益権<sup>(beneficial interest)</sup>として、信託財産の追及効(following trust property)という法的効果を付与されている。同一物上にこのような二重の財産権を認めない大陸法概念からすれば、信託財産の真の所有者は受託者か受益者か、また所有者は他方といかなる関係にあるのか、すなわち委任か代理かという法的発想で信託関係を把握しようとするが、イギリス信託の理解のためには、このような法的発想そのものがあてはまらないと言える。ここにイギリス信託法の特異性があり、その理由は、前章で扱われているように、イギリスの信託制度はイギリス固有のものであり、大法官の保護の下、コモン・ローとは別にエクイティ上の権利が付与されて、独自の発展を遂げてきたという歴史的形成過程による。大法官による信託受益者の権利の法的構成は、当初から一定の法概念に基づいて設定されたものではなく、受益者保護の方策が徐々に法的権利へと昇華されていったのである。」とする（77-78ページ）。そして、第三章は、「メイトランドの述べるところに従って、大法官及びエクイティによる受益者保護の歴史的過程、受益者の権利及び受益者の権利に付与された信託財産の追及効についての検討を試みる。」という（78ページ）。

第三章の「受益者保護の思想」と題する節では、まず、「イギリスの信託は、委託者・受託者間の契約を中心とした権利関係を展開するものではなく、信託財産の存在を基盤にして、委託者の受託者への信頼を土台としながら、結局、受益者の保護を中核に発展してきたのである。」とのべる（79ページ）。そして、「イギリスの信託の発展は、大法

## 文 献 紹 介

官による信託受益者の保護の過程であるが」(79ページ)、「具体的事例を積み重ねながら、大法官府裁判所は、最初は個人的道徳的良心、そして客観性のある法的規律としての良心、また、個人的良心から社会的良心すなわち公序の問題へと発展させ、そして拡張させながら受益者を保護してきたのである。」とする(87ページ)。

第三章の「推定悪意の理論」と題する節は、noticeの法理と受益者の性質を扱う。まず、「大法官によるユース受益者の保護のしかたは、受益者の権利の性質がどのようなものであるかをまず決定し、ここから演繹的に第三者に対する法的関係を形成するというものではなかった。良心に反する状態で、受益者の利益が侵害された場合、個々の具体的な事件のなかで受益者の保護を決定するというのが、基本的態度であり、その基本原理は良心であった。」という(91-92ページ)。そして、「メイトランドは、『良心(conscience)の状態によること』、それは『認識(notice)の問題である』と述べる。」としたらうえ、「noticeはある行為が良心に反するかどうかのエクイティ上の基準であり、良心に反するとみなされるとその行為は無効になる。」という(92ページ)。「このようなnoticeの概念には、用語上、二種類あり、ひとつはある事実の存在ないし事物の状態に関して実際に知っているという現実の認識(actual notice)であり、もうひとつが推定悪意(constructive notice)である。」として(93ページ)、大法官府裁判所は、「新たな判例の積み重ねのなかでnotice概念は、現実知っているだけでなく、知りうるべきであった場合にも拡張されてゆくのである。」とのべる(94ページ)。また、「慎重なる買主ならば当然すべきことを怠った場合には、推定悪意とみなされるわけである。」とのべる(95ページ)。そして、「メイトランドは、推定悪意の理論が確立されていく歴史的根拠は詐欺の防止にあると指摘する。」とし、「推定悪意の法理は、受益者を保護する過程で、基本原理を良心とする大法官府裁判所で導き出されたものである。」とする(97ページ)。

同じ節は、イングランドの信託における受益者の権利の性質に関する議論を扱う。まず、「イングランド法、とりわけエクイティの形成過程からすれば、受益者の権利が、物権であるか債権であるか、という単なる議論は不毛であると思われる。」とする(97ページ)。そして、「メイトランドの述べるところから従えば、イギリスの信託における受益者の権利の性質は、歴史的発生においては対人権であっても、その後、徐々に、対物権的性質を付与されたものであって、結局のところ、イギリス法概念の特殊性と言う外はなく、大陸法概念で説明するには限界があると言わざるをえない。」という(104-105ページ)。

第三章の「『信託基金』・『信託金銭』の理論」と題する節は、信託受益者の保護とい

うイギリス信託法の特徴の一つである「信託基金 (trust fund)」・「信託金銭 (trust money)」という理論をメイトランドの所説を通して扱う。ここで、「信託の目的財産たる信託財産 (trust res or trust property)は、『信託基金』として把握され」、「受託者が信託財産を所有するとき、彼は無体物としての『信託基金』を所有することになる。」とされ (112ページ)、信託財産が金銭であると信託金銭と呼ばれるという。「受託者が、その権限 (義務) の範囲内において信託財産を投資した (invest) 場合でも、信託受益者は、それが同一性を維持しているかぎり、『信託基金』として扱うことができ、また、受託者が、その権限を逸脱して投資したり、あるいは信託財産を横領する目的でそれを売買したりした場合、すなわち受託者が信託違反を犯した場合にも、この『信託基金』の理論は適用される。」(112ページ)。また、「信託財産が金銭 (『信託金銭』) の場合に、受託者が自分の金銭と信託金銭とを混和して物を購入したとしても、『可能なかぎり受託者は誠実な者であり、彼は他人の金銭でなく、自己の金銭を使っていると考えられなければならない』というのが、『信託金銭』の理論である」(112-113ページ)。さて、「信託基金」の理論によれば、信託違反があった場合に、「信託財産自体を追及することはできないとしても、信託財産の変形物に対して、追及する (物的請求する) ことができる。」(115ページ)。これによれば、「受託者の手元にある信託財産の変形物に対して、信託の効力を及ぼすことができることになり、「受益者が直接、変形物にかかっていることができるがゆえに (すなわち、人的訴訟ではなく、物的訴訟を提起できるがゆえに)、受託者の債権者に優先する。」ことになる (117ページ)。このように、『信託基金』という観念を用いることでさらに、当該信託財産の変形物に対して受託者の一般債権者を害することになっても、受益者が担保を有しない債権者の地位にまで落ちないよう、受益者を保護する努力をしてきたといえる。」とする (127ページ)。

第三章の「受託者の忠実義務」と題する節では、『忠実義務 (duty of loyalty)』という用語は、アメリカでは通常使用されるが、イングランドにおいては一般にあまり用いられないことがない。」としつつ (139ページ)、信託財産につきコモンロー上の所有権を有する信託の受託者は、「信託目的に従って信託財産を管理しなければならず、この所有と管理とのギャップを埋めるために、設定者と受託者との間の信認関係 (fiduciary relationship) を基礎とした上で受託者に忠実義務が課される。」という (137ページ)。そして、この忠実義務の内容として、「受託者は信託によって利益を得てはならない」および「受託者の地位を委譲してはならない」という二つの原則を説明する。

第三章の最後の節は構成信託を扱い、『構成信託は、信認的性格をまともされた者が、受託者として彼の地位を利用することによってなにか個人的な利益を得る場合には』、

## 文 献 紹 介

彼はそのようにして得た利益の受益者になるという原則にもとづく。」とする（150ページ）。「メイトランドは、この原則は賃借権の更新にのみ関連するものではなく、『それどころか、受託者が、その地位にもとづいて何らかの価値ある利益を得るならば、彼は、それを信託にもとづいて保有しなければならず擬制によってその受託者となる』、さらに、『受託者と適切に呼ばれるような者ではないが信託的地位と呼ばれる立場にある者をみな含む』として構成信託の法理の範囲が非常に広いことを指摘する。」とのべる（150ページ）。

「第四章 法人格なき団体と信託の法人格付与の代用機能」では、「イングランドの信託は、十九世紀まで過去四世紀の間、様々な種類の任意の団体組織に対し、法人格付与の代用機能を果たしてきた。」とのべ、『法人』と『信託』の関連がいかなるものか、またそれと同時にその意義、影響といった問題を、メイトランドを手掛かりとして、それをイングランド法の歴史的発展のなかで検討を試みることにこの章の課題とされる（158ページ）。ここでは、「団体構成員のために、受託者に財産を与えることによって、共同所有 (co-ownership)、有限責任、訴訟能力についての困難さは克服された。」（157ページ）ということが説明される。

「第五章 公益信託」は、イギリスの公益信託の特質に関するメイトランドの所説の考察にあてられる。「メイトランドによれば、信託制度が有するこのような法人格付与の代用機能は、イギリスの公益信託についてもそのまま当てはまる。『頭の中がローマ法でいっぱいである』大陸法系諸国では公益信託ではなく公益財団法人という手法が採用された。これにたいして、イギリスでは、『公益信託を設定する私人は、人為的主体 (artificial person) の設立に非常によく似たことを……国家の許可を願い出ることなしに』行ってきた。このように、メイトランドは、イギリスの公益信託が大陸法系諸国における公益財団法人と実質的に同様の機能を果してきたということを鋭くも指摘したのである。」という（190ページ）。このべてから、メイトランドの公益信託論が紹介される。

本書の概略を不正確となることをあえて恐れず紹介してきた。ここで、本書28ページの注（2）に注目したい。この注はイングランド信託法発展の時代区分を論じる。時代区分として、現代信託の時代を設ける必要があることが提案されている。その一部を引用してみよう。

「おそらくそれは、Law of Property Act, Trustee Act, Land Registration Act など、信託関係の立法の制定された一九二五年前後をもってなされうるように思われる。これら一連の立法によって、不動産について信託の設定方式、受託者の信託

財産の処分・管理権，受託者の信託に違反した処分行為，不動産登記など，メイトランドの前提とした十九世紀の信託とは実定法において，かなりの変更がなされているのがその理由である。同時に，二十世紀のイングランド社会は当然ながら十九世紀のそれとは，社会・経済史的背景を異にしており，復帰信託・構成信託など法定信託の認定についても，メイトランドの時代とはアプローチの仕方にも相違があるように思える。ただし，この二十世紀初頭から現代に到る信託法理論の歴史的発展については，本稿の課題設定からして考察範囲の外にあり，また，未だ十分な研究のなされていない領域として残っており，今後に探究されるべき問題であろう。」本書の執筆者をはじめとする方々が，本書の読者に現代信託の時代におけるイギリス信託法原理の変容を遠くない将来に教示くださることを心より希望している。

(京都大学教授)

〔森泉章編著『イギリス信託法原理の研究——F・W・メイトランドの所説を通して——』学陽書房，1992年，A 5判，xii，226頁，定価3,800円〕